

議長（橋本智洋君） これをもって、4番 渡邊照志君の一般質問を終わります。

引き続き、質問順位3番、1、南伊豆地域広域ごみ処理事業について。2、コロナ禍での海水浴場の運営について。3、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税について。4、市内分譲地の管理と行政指導について。

以上4件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。

ただいま議長より趣旨質問の紹介をいただいた順に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、南伊豆地域広域ごみ処理事業についてでございますが、この件につきましては、ぜひとも市長に見直しをしていただきたいと、こういう観点から質問をさせていただきたいと思うものでございます。

南伊豆地域広域ごみ処理事業は、平成25年頃から、民間でできるものは民間でやらせるといふ、いわゆる民営化路線の下、進められてまいりました。そして、国の環境省や県の指導はどのようなもので、当地に当てはめることの妥当性について、まずお尋ねをしたいと思うわけでありませう。

持続可能な処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集団化という環境省からの通知が出ておりますが、この目的は、持続可能であること、脱炭素の社会をつくること、気候変動対策をするんだと、エネルギーを有効利用するんだと、バイオマス利用をするんだと、こういう5項目にわたります課題が書いてございますが、これらの課題に照らしましても、どれ1つにも該当はしないという状態になった計画ではないかと思うわけでございます。ぜひともそうでなければ、そうでないんだという御説明をいただきたいと思います。

2点目は、下田市は平成30年6月、国、県が進めてまいりました、また南伊豆町が提案しましたPFI方式、行政上のチェックができないなどとして不参加の決定をいたしましたわけでありませう。しかし、焼却場の場所は重要な課題でございます。そこで南伊豆町清掃センター、いわゆる湊地区が建設地として候補になっていたわけでございます。これがどのようにして今日、下田市清掃センターに決定がされてまいったのか。また、十分なる住民説明が必要であると思っておりますが、これらのことが今後どのように住民説明をしていく計画になっているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

3点目といたしまして、ごみ処理基本構想再策定については、循環型社会形成推進地域計画に基づき、ごみの資源化や拡大生産者責任を問う必要があると思っております。どのような仕様

書に基づき、どこに発注したのかお尋ねいたします。

また、分別、資源化の推進についてどのようにお考えでしょうか。市長は日本一の環境をこの下田で守り、日本一のごみ処理の体制をつくるんだと、こう言っている、この目標と、今やろうとしております1市3町の焼却場を敷根に造ろうというこの計画とはどうつながるのか、全く矛盾してるそのものであると私は理解をするものでございます。1市3町を1つにした循環型社会形成推進地域計画は、一般社団法人日本環境衛生センターに委託すればできるようなものなのではないでしょうか。単に循環型社会形成交付金を得るためにこの計画をつくれということになっているので、つくるといふことで進めているのでしょうか。

4点目といたしまして、ごみ処理の流れは、まず生産消費があり、その結果、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分と図示されてまいっているかと思えます。どうして最終処分場の確保について計画しないのか。トイレのない家を建てようという計画となっていようと思うわけであります。静岡県内で最終処分場を持っていない自治体は、下田、南伊豆町、松崎町などでございます。

5点目としまして、一般財団法人日本環境衛生センターとはどういう組織なのか。どんな調査をされてきたのか、市長は御承知なんでしょうか。南伊豆地域における広域ごみ処理実現可能性検討用資料、令和2年3月により、首長は、この資料によって焼却方式を決定したのではないかと思うわけであります。そのページの1ページには目的、2として検討方法、3ページは調査の結果、概要が書いてあるわけであります。ストーカ炉で1日150トン以下の炉を手がけているDBO事業者13社にアンケート調査をした結果、5社から回答を得たと、これをまとめた資料だとしているわけであります。この日本環境衛生センターには35の焼却の炉を造る会社が加盟をしている団体であります。その団体のうちの13社に声をかけたと、5社が数字を回答してくれましたよと、こう言っているわけであります。これでは焼却炉方式ありきの一方的な結論を導き出すために、この一般財団法人日本環境衛生センターに発注をしたと言っても過言ではないのではないかと思うわけであります。トンネルコンポスト方式が当地にふさわしくないといたしましても、ほかにもバイオ処理方式というのは幾らもあるわけであります。

そして、下田市の一般廃棄物処理基本計画、平成30年8月に策定し、配付をされております第2章、ごみ処理基本計画、この23ページには、2000年以降、3Rの推進をするんだと定めているわけであります。この下田市のごみ処理の基本計画と、今、1市3町で出しております計画、焼却炉を造るといふ広域ごみ処理計画とはどのような関係にあるんだと、これも

相矛盾してるんじゃないかと思うわけでありませう。まず最初に3Rの計画が、ごみの省資源化、再利用、資源化という計画がまずなければならないと思うわけでありませう。あるのは焼却炉を造るという計画でしかないという、とんでもない計画となつていようかと思うわけでありませう。

現状を見てみますと、広域ごみ処理計画は、まず下田市と南伊豆町、松崎町と西伊豆町との枠組みで進めてまいりますことが地域的にも、また、し尿や斎場の、この広域化の現状から考えましても、そういう枠組みを考えるということが妥当ではないかと思うわけでありませう。逗子市・葉山町ごみ処理の共同検討チームのように、当地域の検討チームを職員と市民有志、有識者で設置し、具体的な現実的な方針を実行すべきであろうと思うわけでありませう。

お手元に、皆さんのところに各市が保有する焼却施設の概要という資料を配らせていただいております。まさにこれを見ていただければ、焼却炉は30年6か月もつと、これが平均だと言われております。松崎、西伊豆町も二十二、三年しかまだ使っていない。今、使い勝手の一番いいときだと、こういう具合に言えようかと思ひます。まさに使える施設を廃止してまで広域新炉を建設する必要が果たしてあるのか。ごみを少量化、資源化し、今ある焼却施設を使い切る1市3町の協力が求められているのではないかと思うわけでありませう。

そして皆さん、これは業者に頼めばできるようなものでないことは明らかではないかと思ひます。市が出しております、清掃事務所で出しておりますこういう資料もお手元についていようかと思ひます。ごみ処理の分け方、出し方、いわゆる燃えるごみというのが一括して焼却されているわけでありませう。年間9,000トンだと。このごみを下のリサイクルの分別ごみにどう繰り入れていくかということが、分別し、資源化していく、こういう作業になるわけでありませう。この作業を一般財団法人日本環境衛生センターに頼めばできるんだというような理解がどこから出てくるのか。自分たちが集めているこのごみをどう区分し、処理していったらいいかということは、これに携わっている職員や市民がみんなで作くり上げてこそ初めて実現可能な計画となつてまいろうかと思うわけでありませう。

.....  
.....  
.....これらの議会の要請に全く相反するような施策を進めているのではないかと、こう言わざるを得ないと思うわけでありませう。

次に、コロナ禍での海水浴場の運営についてをお尋ねいたします。中村議員からの御質問もございましたので、一部割愛するところもあろうかと思ひますが。

6月4日開催のこの意見交換会におきまして、市長は平成10年以来、懸案事項であります白浜大浜海水浴場の違法業者にパトロールを強化し、下田市の海水浴場条例の罰則適用を前提に指示書を発出すると発表されております。この決意に心から敬意を表したいと、こう思うものでございます。そこで、条例違反を繰り返す事業者に対し、警察署と協議をして海水浴場開設前に違反営業しないよう要請いたしますとされておりますが、具体的にはどのようなことがイメージされるといいますか、想定されるのか、お尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、下田市海水浴場に関する条例第6条、禁止行為、浜地内でパラソル、ベッド、飲食物、その他の物品を販売し、もしくは賃貸をし、または保管することをしてはいけないと。これらのことを第2項、勧誘することも駄目ですと、勧めることも駄目だと。第7条、中止の指示は、これらのことをやっていますと第7条で中止の指示をするということになるわけですが、どのようにこの中止の指示を具体化していくのか、お尋ねをしたいと思います。また、指示をしたにもかかわらず従わないということになれば、第9条、罰則、第6条の第1項、あるいは第7条の第1項の指示に従わなかった者は30万円以下の罰金に処すると、行政刑罰を科すということでございます。まさに手続は刑事訴訟法によります告発をして、検察が起訴をするということの手順になっていこうかと思うわけですが、これらの手順について、担当者の決意をお聞かせいただきたいと思うものでございます。

3点目としまして、白浜大浜問題協議会が地元原田区において発足されたそうですが、白浜大浜海水浴場の管理体制を担う夏期海岸対策協議会原田支部の組織運営についてどのように確立をしていくお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。といいますのは、原田区の新たな区長さんが夏期対に関わらないという発言をされているということを知っているからであります。平成12年から18年までの7年間、白浜観光協会が担当したことがございます。原田、長田、板戸を統一1区としての支部をつくるというような方向も検討する必要があるのではないかと思うわけであります。

4点目としまして、違法業者への対応は、監視パトロール隊が効果があるわけでありますが、警察の協力とともに、市としても専任の職員を雇用し、指導を受ける必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。事務を執っている職員に、このパトロールまでするというのは、やはり妥当ではないんじゃないかと、専門の職員を、そしてまた、その専門の職員によって職員が訓練されると、訓練を受けると、こういう仕組みも必要ではないかと思うわけであります。

5点目としまして、吉佐美舞磯浜海岸空地におきます市道下条線の違法占用の是正を求め

たいと思います。浜への通行を禁止したり、浜地を不法占拠し、庭のように使い、さらにヘリコプターの着陸等が行われていようかと思いますが、市はどのように認識をされているのか、お尋ねをしたいと思います。お手元に白黒ですが、こういう資料を配付させていただきました。この下側の看板に、B Y - T H E - S E A 宿泊以外の立入りは不法侵入として下田警察署に通報いたしますと、ここを通過はいけないと、こういう不法な看板を出しているというのが実態かと思うわけであります。今年始まったことではなく、これも長い間の解決懸案事項となっていようかと思うものでございます。

本年の海水浴場開設に当たりまして、新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン、こういうものは恐らく策定をすると、先ほど答弁をいただいいていようかと思いますが、現時点での内容が確定しているものであれば、その内容について開示を明らかにしていただきたいと思ひます。

特に昨年の夏期対、吉佐美支部は、ライフセーバー等の配置ができず、8月の初旬からだったかと思いますが、安全対策が整わないとして海水浴場を閉鎖をするということになったかと思ひます。しかし実態の海水浴客、来遊客は吉佐美の浜にも海水浴、3つの浜にもお越しにいただいているわけでございますので、本年の安全対策や監視体制がどのようにされているのか、中村さんの質問もございましたが、再度答弁以外の点での御指摘があれば、いただきたいと思ひます。

次に、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税についてをお尋ねをいたします。

コロナ禍の中で、下田市振興公社に関わります文化・スポーツ活動は中止せざるを得ないと、会場が使えないと、こういう状態が続いてまいっていようかと思ひます。こういう状態の中でも、その活動をどのように向上させていくのか、手だてや取組があれば教えていただきたいと思ひます。

次に、消費税節税に関します総務省へのお問合せの結果をお知らせをいただきたいと思ひます。

3点目としまして、副市長、当局見解の指定管理制度の解釈でございますが、指定管理料の算定に当たって、人件費を含め、全ての経費は補助金にすることは適切ではない、3月議会での副市長の答弁は、私は誤りであると、こう考えているものでございます。ぜひ改めていただきたいと。下田市社会福祉協議会に人件費補助が行われております。下田市福祉会館が指定管理されているわけであります。人件費補助をした、受けた人の監督下で指定管理し

た事業が進められてまいっているわけでありませぬ。令和3年度予算では6名の職員の補助金、2,403万1,000円が予算上措置されております。令和元年度以前のこの社会福祉協議会への管理料は、人件費は含まれておりませぬ。物件費のみで指定管理料とされております。また、駒ヶ根市や豊田市で人件費補助が行われておりますことは明らかにしてまいっておりますので、ぜひとも資料をもって御確認をいただきたいと思うわけでありませぬ。

4点目としまして、副市長がおっしゃるように、指定管理事業は人件費補助はできないという見解に立ったといたしましても、消費税の節税は私はできると思うものでありませぬ。それは指定管理料に含んではいけないもの、そういうものまで今日含めているからでありませぬ。例えば地方自治法第232条の2で、下田市は公益上必要のある場合は、寄附または補助することが自治法の定めによってできるわけでありませぬ。公社の独自事業でありませぬ国際交流事業には、令和2年度の人件費も含めて、人件費は385万円ほどの補助金が支出されております。公社の理事や評議員及びその会議のための費用は、指定管理料に含めていいものではないと思ひます。なぜなら公社の従業員ではございませぬ。公社の組織員で従業員ではないわけでありませぬ。下田市社会福祉協議会のように人件費補助すべき対象であると思ひます。また、スポーツや文化の向上に至ります職員は、指定管理業務というより、公社設立の目的でありませぬ本来の独自事業に関わる人材であり、その人々を補助するというは受当なこと、むしろ補助しないで指定管理料に含めるほうが受当ではないと、こう思うわけでありませぬ。ぜひとも御検討いただきたいと思ひます。

次に、市内分譲地の管理と行政指導についてをお尋ねいたします。

昭和50年代からこの62年の総合保養地域整備法、いわゆるリゾート法でございませぬが、下田市内におきますゴルフ場の開発、あるいは分譲地の開発等々が進められてまいってきております。下田市としましても土地利用指導要綱等、安全や環境の保全について指導をしてきたところとございませぬ。

しかし今日、三十数年が経過してあります市内分譲地が安全かどうか、どのようにその安全が図られているのか、点検をすべき時期に来ているのではないかとするわけでありませぬ。例えば大沢の分譲地は現在100軒からの住宅が建てられ、約半数近くが定住をしている人たちと思われませぬ。水道は簡易水道で市の水道は使っておりませぬ。消火栓3か所の管理や防火用水など、火災の備えはどうなっているのか、どう指導されているのか、お尋ねをしたいと思うわけでありませぬ。また、山地でございませぬので、土砂災害対策や分譲地内の道路の維持管理はどのようにされているのか。また、そこに住む人たちは、市民としての回覧板や広

報等の行政サービスがどのように確保されているのか。また、選挙のときにこの分譲地に行きますと、選挙カーの乗り入れ禁止が言い渡されるわけですが、このような行為は選挙法に違反してゐるのではないかとおもわれます。どのような見解なのか、お尋ねをしたいと思います。

また、分譲業者が倒産し、道路敷が債権者の所有となり、在住者の道路使用料を請求するというようなトラブルが発生をしまっているのではないかと思うわけであります。市民が安全・安心して住むことができるような、暮らせるような分譲地内の自治運営の在り方、そのための要綱、あるいは条例制定による指導等が必要な時期になっていようかと思うわけですが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたしまして、趣旨質問を終わります。議長（橋本智洋君） 当局の答弁を求めます。

副市長。

副市長（曾根英明君） 私からは、振興公社の活性化と消費税の節税について御答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、これまでも御答弁申し上げており、指定管理者が自治体から公の施設の管理運営業務を受託するものであり、指定管理料は当該施設の管理運営業務経費となります。管理運営するための経費としては、人件費、事業費、設備等の管理費及び一般管理費の4つで構成されるため、当然に人件費は指定管理料に含まれるものとなります。

なお、本件につきましては、以前に県の市町行財政相談窓口にお問い合わせの結果、明確な回答を受けているものであり、国への問合せにつきましても、基本的には県を通じて行っていることから、これ以上の問合せは難しいと判断しているところでございます。

その他につきましては、担当課長より御答弁申し上げます。

議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から沢登議員の南伊豆地域広域ごみ処理事業について、6点ほど御質問いただいておりますので、順次お答えいたします。

初めに、広域ごみ処理事業についての国、県の指導並びに東伊豆町及び河津町への呼びかけ等の対応についての御質問です。

国は平成30年度末にごみ処理の広域化、施設の集約化に関する通知を発出し、人口減少等の将来変化を踏まえた上で、持続可能な廃棄物の適正処理を確保するために、都道府県に広域化・集約化計画を策定するよう求めております。静岡県においても、今年度末をめどに静

岡山一般廃棄物処理広域化マスタープランの策定が進められており、県内市町と連携して広域化、集約化の検討が行われております。下田市は賀茂ブロックにおける検討会に参加しておりますが、賀茂ブロックの状況としては、東伊豆町と河津町の2町及び南伊豆地域1市3町による現在の枠組みで検討が進められております。

東伊豆町及び河津町への呼びかけについては、平成30年度、下田市に事務局が移った後に聞き取りを行っておりますが、施設の長寿命化を実施したこともあり、さらに次を見据えた協議が必要という意見はあったものの、現在進めている協議には不参加であると、そのような意向が示されております。

続きまして2点目の、下田市の敷根の現在地、下田市清掃センター建設地とした経過についての御質問にお答えします。

広域ごみ処理施設の位置については、規模、事業手法などとともに協議継続事項となっております。平成30年に南伊豆町の提案は、事務手法や事業手法をめぐる意見の相違により、下田市が不参加とし、その後、白紙となりました。同年7月に下田市環境審議会より老朽化が懸念されるごみ処理施設の更新に当たっては、将来の人口減社会の到来を見据え、引き続き広域化を視野に検討を進められるよう要望すると、そのような答申を受けました。下田市が事務局となり、広域化に向け、後に西伊豆町を加えた1市3町という枠組みで検討を継続することとなったわけです。現在の敷根の清掃センター用地は、既に都市計画に定められているとともに、交通アクセスや他の都市計画との整合性、さらに環境面など各種の要件が整っているため、基本的な候補地として地元説明や環境アセスメント等、適切なプロセスの中で協議、検討を進めてまいります。

続きまして3点目、ごみ処理基本構想について、どのような仕様に基づき発注したのか、分別推進についてどのようにお考えか。地域計画が日環センターに委託すればできるというものなのかについてお答えします。

広域ごみ処理基本構想は、策定の趣旨、経緯等、地域特性、1市3町のごみ処理の現状と課題、ごみ処理技術の動向、国、県、先進自治体の動向、広域化の基本方針、施設の整備方針の7項目を踏まえて作成することとし、一般財団法人日本環境衛生センターに委託しております。分別、資源化の推進についての考え方ですが、将来のごみ量を予測し、発生の抑制やりサイクルの推進につなげていくことを広域化の基本方針と考えておりまして、さらなる減量化、資源化に向けて1市3町で検討を進めてまいります。

循環型社会形成推進地域計画は、1市3町で共同して策定するものであります。情報の分

析や予測、施設整備方針で検討する設備構成など、専門的な知見を有する同法人に委託をしております。

続きまして4点目、最終処分場の確保についての御質問ですが、こちらについては基本構想において、最終処分の在り方についても検討してまいりたいと思っています。

続きまして5点目、一般財団法人日本環境衛生センターとはどういう組織ですかということ、焼却場ありきの一方的結論ではないか、それから3Rの推進について、一般廃棄物処理基本計画と広域ごみ処理の関係についての御質問でございます。

一般財団法人日本環境衛生センターは、1954年に創設された環境保全、廃棄物処理、環境生物の防除、国際協力など、幅広い環境問題に専門性を有し、総合的に取り組んでいる法人で、47都道府県の特別会員や市町村、一部事務組合、関連企業等の正会員及び賛助会員で構成される公益的な団体です。可能性検討用資料は、1市3町がごみ処理施設を広域で整備した場合と単独で整備した場合の建設費、運営費などの比較検討を行うために作成したものです。その際、トンネルコンポスト方式についても検討をいたしました。導入に向けて解決できない課題があり、焼却方式を採用することとなり、そうした検討の内容について1市3町でも合意を得たところではあります。

3Rとは、ごみを減らすための行動であります。リデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取ったものでありまして、これにリフューズを加えて4Rといった形でも用いられます。広域ごみ処理事業は、ごみの排出抑制や資源化、再利用の推進により循環型社会の実現を目指すことや、広域を視野に入れた処理施設の整備等、一般廃棄物処理計画の基本方針を踏まえて事業を進めております。

続きまして6点目、広域ごみ処理は下田市と南伊豆町、松崎町、西伊豆町の枠組みで、逗子市・葉山町ごみ処理の共同研究チームのように検討チームを設置すべきということについての御質問がありました。こちらについては、今後建て替えや長寿命化が求められる中で、コスト削減などの広域化のメリットを生かし、1市3町による広域ごみ処理事業を進めているところでございます。この事業を進めるに当たっては、逗子市、葉山町と同様、1市3町による担当者会議を組織しております。市民意見の聞き取りや反映についても今後検討してまいります。

私からは以上です。

議長（橋本智洋君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、海水浴場の関係についてお答

えしたいと思います。

まず1点目の、先日の意見交換会での回答書にあります事前の要請に関してですが、事業者に関しましては、営業に当たりまして海水浴場の開設前に開店準備をするために下田入りすることが想定されるということになるかと思っておりますので、警察官に同行をお願いして、訪問して、責任者に対し、要請書を手渡しするといったようなことを考えております。

次に、違法営業者に対する対策についてでございます。条例の第6条に基づきまして、これまでパトロールですとか禁止行為に対する注意、また、チラシによる警告、海岸周辺の各店舗への浜地内での営業行為禁止を周知するチラシの配布、海水浴客に対する無許可事業者を利用しないよう注意喚起の看板の設置、さらに放送における注意の促しにより未然の防止に取り組んでまいりました。今年度は例年以上のパトロール強化を行い、条例に反する行為を行う者につきましては、条例第7条に基づき罰則の適用を前提といたしました指示書の発出をしてまいります。課題解決に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、夏期海岸対策協議会原田支部の関係でございますけれども、原田区に限らず、各地区におきまして人員等の体制面、また経費等の財政面で組織の維持が困難になってきているというような声は届いておりますので、難しい局面を迎えておりますので、今後、持続可能な形を模索してまいりたいと考えております。

また、原田支部の今年度の運営につきましては、海水浴場の開設に向けて、現在、関係各所と調整を進めているといったところでございます。

御提案の白浜3区を統合した支部による運営につきましては、こうした今年のような課題を解決する方策となり得るかもしれませんので、今後、各支部の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、パトロールの関係でございますけれども、海水浴場の健全化に向けた検討の中で、議員御提案の専門的人材によります取締りも効果的な方法として検討し、他地域で経験のある民間警備会社とも協議をしてまいりました。一方で、専門的知識や経験が豊富な警察官OBの任用につきましても検討しているところでございますが、今のところ人材確保がなかなか難しいといった状況にあります。

今夏におきましては、浜地内外におけます様々な課題解決に向けまして庁内横断的なプロジェクトを設置し、警察署の協力も得ながら、関係職員等によりまして例年以上に強化した取組を進めてまいりますので、その成果の検証とも合わせ、導入に向けた検討を継続してまいります。

次に、ガイドラインの関係でございます。先ほどの中村議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、昨年の混乱の反省を踏まえ、国や県の警戒レベルと、その際の開設可否判断に加え、期間中の状況変化にも柔軟に対応できるよう、ガイドラインについては現在、ライフセービング協会ですとか、保健所と詳細を詰めているといったところでございます。その上で海水浴場対策審議会におきまして、各専門機関からも御指摘をいただき、ガイドラインの精度を高めることで海水浴場に訪れるお客様のみならず、市民の皆様の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、ライフセーバーによる監視体制の関係でございます。ライフセーバーの確保につきましては、協会との協議を重ねまして、各海水浴場への必要人員の精査、また配置人員等の協議がほぼ調っております。なお、海水浴場の安全確保に向けましたガイドラインにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、特に昨年度の反省を踏まえながらライフセービング協会とも協議を進めているところでございまして、安定した監視体制の確立に向け、対策を進めております。

私のほうからは以上でございます。

議長（橋本智洋君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうからは、舞磯海岸の海岸空地及び市道下条線の占用の是正を市はどのように認識しておるかということでございますが、舞磯海岸の市道下条線の通行と海岸空地の違反占用問題については、海岸管理者の県と協議を現在も行っており、問題解決に向け、今後も連携してまいります。

続きまして、分譲地の管理についてでなんですが、土砂災害対策や道路の維持管理についてでございますが、分譲地内の道路の管理は、市道部分については通常の維持管理を行いますが、その他の道路につきましては個人の財産に当たるため、市として負担することが適当でなく、全て分譲地の自治会により管理されてるところでございます。

土砂災害対策につきましては、自治会等からの要望等、状況に応じ、県と協議を行い、採択基準等を鑑みて対策事業の実施を判断することとしております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、公益財団法人下田市振興公社の活性化と消費税の節税についての、まず1番目の、コロナ禍の中で下田市振興公社に係る文化・スポーツ活動をどのように向上させていくのかということに対して回答をさせていただきます。

コロナ禍における振興公社に係る文化・スポーツ活動についてですが、現在、各施設の利用については、大半の方が市内の方が利用しており、利用条件を厳守していただきながら、以前のようにおおむね活動していただいております。県外からの利用者については、利用制限の条件に基づき利用していただいております。

コロナ禍においても振興公社における文化・スポーツ活動を向上させるためには、振興公社の自主事業や市主催の各種文化・スポーツ事業などをできる限り開催し、活動する機会を増やすことが重要だと考えております。県外からのスポーツ交流事業などは自粛しているため、国、県の動向を踏まえて事業を再開していきたいと考えております。

今回、中止になった黒船祭の代替事業として振興公社に協力していただき、出演予定だった文化活動団体に声をかけ、関係者だけの入場制限の下、練習成果の発表の機会を設けさせていただく予定です。コロナ禍の中でもコロナ対策を徹底し、スポーツ文化団体の活動が向上できるように今後も振興公社と協力しながら事業を実施してまいります。

以上です。

議長（橋本智洋君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、振興公社の指定管理料と人件費の関係につきまして答弁させていただきます。

振興公社全体の人事管理や予算管理を行う事務局長や本部事務員の人件費に加えまして、理事や評議員に係る経費につきましても法人管理分として施設ごとに案分して指定管理料のほうに計上させていただいております。

また、ただいま生涯学習課長も申し上げましたとおり、スポーツ文化事業に関するところでございますけれども、そちらも指定管理者の必須事業、または自主事業として行うこととしております。その上で、補助事業ではなく、指定管理業務としているのは自助努力ということもございまして、振興公社としてより多くの収益を得られる事業を行うことができるというふうに考えているためでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 先ほどは失礼いたしました。

私のほうからは分譲地内の防火・防災関係についてお答えいたします。

まず、分譲地内の消火栓、防火用水の管理についてでございます。分譲地内の消火栓等の消防水利につきましては、造成時に土地利用指導要綱に個別基準として示されている下田地

区消防組合の消防水利設置基準に基づき設置され、施設の消防水利として設置者などが維持管理している場合がございます。なお、施設の消防水利についても、地元の消防団が分譲地管理者の了解を得て、立会いの下、点検や水出しを実施しているケースもございます。

議員が御指摘の大沢地区の分譲地の消火栓につきましては施設消火栓と考えられておりますが、地元消防団は敷地内立入許可を得て、冬場に夜警パトロールを実施し、火災発災時に使用する水利箇所の指示も受けております。災害発生時には、当該分譲地の水利や火災の状況によっては近隣の河川水利等を利用した消火活動に努めてまいります。

また、市内ほかの分譲地に関しましても、分譲地内のルールや住民の事情も様々ですので、分譲地管理者、地元区長、消防団、下田消防署等と協議しながら、消火活動に支障がないよう対応してまいります。

続きまして、土砂災害についてでございます。土砂災害等の防災上の指導につきましては、分譲地に限らず、災害土砂等の危険箇所について、土砂災害洪水ハザードマップ等を広報に合わせ配付したほか、ホームページへの掲載、窓口配付や防災講座などで周知し、大雨等により危険な状態が予想される場合は、避難情報を発令し、危険な場所から早めに避難するようお願いしております。

なお、今後も土砂災害に対する備えや避難に関する情報等について県とも連携し、広報しもだや回覧等を通じて周知してまいります。

私からは以上です。

議長（橋本智洋君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうからは、回覧板の関係と条例等の制定の関係についてお答えさせていただきます。

市内分譲地の回覧板や広報等の配付方法につきましては分譲地ごとに異なり、自治会独自で行ってる場合と各行政区の一部として行ってる場合があり、自治会の意向により対応しております。自治会単独で行ってる場合には、毎月の発行日に合わせまして、自治会の方に市役所のほうへ直接取りに来ていただきまして配付する方法を取っております。回覧物や広報等は行政情報のお知らせのために重要な媒体と考えておりますので、引き続き自治会と調整、連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、条例等の制定の関係でございますが、市内の分譲地は開発の経緯、居住の状況、現状の管理体制等、一様ではなく、基本的に各分譲地による自治組織が管理し、運営することが原則であると考えております。このため、一律に条例等の制定をすることは難しい

ものと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 私のほうからは、分譲地内の選挙活動について、立入禁止にすることは法違反ではないかという件についてお答えさせていただきます。

私有地に立ち入って選挙活動する場合には、私有地を管理、所有する者の許可が必要であるという認識であります。ですので、そこについては必要であろうというふうに考えているところです。

以上です。

議長（橋本智洋君） ここで質問者にお尋ねいたします。休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（橋本智洋君） 14時25分まで休憩します、10分、2時25分まで休憩します。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

議長（橋本智洋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。質問者。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 一問一答で進めさせていただきたいと思います。

議長（橋本智洋君） 認めます。

13番（沢登英信君） まず、南伊豆地域広域ごみ処理事業についてでございますが、市長に答弁を求めたところ、課長から御答弁いただいたわけでありますけど。

議長（橋本智洋君） すみません、マイクを近づけてください。

13番（沢登英信君） 県内の市町村の検討会議、賀茂ブロックの中で県からの指導があったと。東河と、河津と東伊豆は既に広域でやってるんだよと判断だと。残りの1市3町で広域でやんなさいよと、県の指導があったから、これが出発点だと、こういう答弁であったと思うわけであります。そして、南伊豆町が焼却場を湊に造るといのは、もうはなから御破算にして、下田が事務局になったときには、その話はもう、はなから出さずに、下田がここでどうかと、こういう提案をしたと、こういう経緯と理解をいたしました。こんな経緯でよ

ろしいのかと。1市3町のこの計画が、まさに市民のための計画ではなくて上から押しつけられてきた計画だと、発端そのものが。そういうことを課長が答弁をしてると私は理解をするわけでありましたが、市長はどのように理解をするのかと。1点目であります。

次に、広域ごみ処理基本構想策定業務委託仕様書、これを頂きました。これは一般財団法人日本環境衛生センターに委託をした仕様書であります。この目的に何と書いてあるか。本業務は下田、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の1市3町からなる南伊豆地域における一般廃棄物処理について、下田市内にごみ処理施設を建設するものと想定した場合の広域ごみ処理の実現可能性についての検討結果（方向性）に基づく広域ごみ処理基本構想の作成を目的とすると、こう明確に書いてあるわけです。ここに書いてありますのは、平成2年3月に、同じ一般財団法人日本環境衛生センターが出されました答弁書があります。その一部が、首長会議の中に資料として3枚ほど提出されてる経緯になってると思います。しかしこの資料には、ごみの資源化や分別や等々の一言も入っておりません。1市3町で焼却炉を造るんだという計画しか入ってないわけでありまして。市長が言うところの日本一の環境都市下田をつくっていくんだと、持続可能な1市3町のまちづくりにするんだと、こういう理想や夢は一言も入っていない。これに基づいてこの仕様書が作られ、今、8月いっぱいぐらいで計画書を頂こうという形になっているわけでありまして。まさに、この計画ははなから見直していただかなければならない計画だと。

しかも皆さん、この財団法人は、業者が35社も入ってる団体です。そしてこのやり方は、先ほど言いましたように、13社申し込んだら5社が言ってきたと。物を造るのに、建設業者に幾らでできるかをはなから聞いて、その数字を基にして、その事業をするんだと。建設もその業者にやってもらう、でき上がったものもその業者に運営管理していただくんだと、こんなことがはなから決まっている計画がどれほど計画と言えない癒着したものかということ、まずもって指摘しなければならないと私は思うわけでありまして。市長の理想と全く、大崎町ともかけ離れている計画であると思いますが、市長の見解はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） それでは、まず最初に、広域的な枠組みについての御質問。それから2番目が、ごみ処理方式の選定についてのみの検討であったのではないかと、具体的な内容がないじゃないかという御意見。そして、最後が市長としての考えと、このように捉えております。

まず最初ですが、先ほど環境対策課長が答弁申し上げましたとおり、広域化に向けた枠組みにつきましては、賀茂全体でやるのがもちろん望ましいと思います。ところが、東伊豆と河津については既に先行的に動いていて、残念ながらスケジュール的に合わなかったと。一方で、残る1市3町、全ての枠組みでやれないかということで、これまで検討してきたということでございます。

広域化のメリットについては、さきの中村議員への答弁のとおりでございますので、あえてここでは申し上げます。

2点目、ごみ処理方式については、最初の検討の入り口として、処理方式を新技術導入したトンネルコンポストというものを取り入れることが実現可能かどうか、この実現可能性の可否について検討したものでございます。したがって、その後の具体的な取組につきましては、基本構想の中で検討することとしております。

3点目、そんなことで世界一が目指せるのかという厳しい御質問ですが、もちろん今年からスタートして、いきなり今年というわけにもいきません。段階を踏んでやっていくこととなります。例えば先般、議員の数名の方が大変意欲的にこのごみ問題について、私のところに対して御質問にいらっしゃいました。その際に私が、トイレトペーパーの芯って皆さん、どうしてますかというふうに御質問しましたら、それは普通に捨ててるよというふうなお答えでした。後ほど、それがリサイクルできるのかということについて、どこに書いてあるんだということを聞いた方がいらっしゃったそうです。要は、今、市民のレベルはまだ自分の頭でこれがリサイクルすべきかどうか、こういったところまで残念ながら追いついていません。この市民意識を変えることが最重要であるというふうに考えています。

一足に世界一にするのではなく、一つ一つの積み重ねでSDGsのまちづくりに向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 今、非常に頑張っていくんだと、こういうことですが、今、福井市長から引き継いできたこの計画は、松木市長が目指す大崎町や上勝町を手本とするようなものでないことは、市長自身が一番よく御理解をいただいているところだろうと思います。市長は今、基本計画、あるいは循環型の策定の計画によって分別収集ができるんだと、こういう具合に御答弁されておりますが、この仕様書を見る限り、そういう内容のものになっていないと、市長が理解するような仕様書ではないと。まず焼却炉を造ると、これを大前提に

して、しかも下田の清掃センターに造るということをお大前提にして、その枠内でのこの資源化がどうだとか、運搬がどうだとか、こういうものでしかないわけでありまして。今すべきは、既に20年後を想定するという、この計画からいきますと、この1市3町の人口はどんだけになってますか。2万のこの下田の人口は1万、西伊豆町の7,000の人口は2,800人になると、人口問題想定でそういう想定をしてるわけでしょう。そういう状態の中で、何で日量69トンもの焼却炉を造らなきゃなんないのかと。しかもこの想定を見ますと、仮定ですよ、全てが仮定。1市3町が全て焼却炉を新しくしなければならぬと、こういう仮定の下に、単独でやったらどうか、単独でやんなかったらどうかということなんです。この資料を見て下さい。西伊豆町も松崎町も、今新たに焼却炉を造らなきゃならないような状況にはないことは明らかでしょう。国だって30年間もつということを保証してるのに、22年しか経過をしていない。そして、この焼却炉にすれば大変な経費がかかるわけでありまして。中村議員が4年間で2億2,500万円の修繕費がかかったと、こう言っておりますけれども、これは焼却炉にすればかからざるを得ない費用なんです。バグフィルターは2年から4年の間に替えなきゃなんないと、替えれば4,000万円から6,000万円の金がかかると、こういうことになるわけです。火格子の回転を、ストーカの回転を修理しなきゃなんない、あるいは送風機やポンプを改善しなきゃなんない、クレーンを改善しなきゃなんない、何年か後には必ずその更新をしなければならぬというのが、この焼却炉の在り方なんです。したがって、10年から15年の間に修繕をしないで使った焼却炉というのは全国で1つもないと、こう言われてるわけです、実態を調べると。15年たつと、かけた費用の、建設した費用の半分からほぼ全額までかかるんだ、これが実態だと。焼却炉を造るということがどれだけの費用がかかることになるのか。

30年間をもたせる費用を1市3町でつくるんだと、106億円ほどかかるという数字を出してますね、この資料で。1年間に3億4,000万円からの、30年で割れば費用がかかるということになるわけです。今、下田市が使ってるのは4年間で2億2,500万円と言ってるでしょう。使えるものなら長寿命化の方針を取って、使い切るということが今検討すべきことです。1市3町の炉を、しかも子どもたちが暮らしている、零歳から5歳、あるいは中学生が集っているこの場所に煙が立ち上っていくであろうことが想像できる場所にもう一つ、今ある焼却施設ともう一つ同じような施設を造るんだと、こういうことになるんですよ。とんでもない提案をしてるんだということをお市長に自覚していただきたいと私は思うんですけど、どう御理解をしているのか。

それから、課長が先ほど排煙の被害、煙の被害というのはないんだと。幼稚園、認定こ

も園でしょうか、あるいは学校や近所の人にも聞きましたよと答弁をしているわけですが、どういう調査をして、誰がどういう答弁をお返しになったのか、きっちり資料として議会に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。口頭だけの調査なんていうのはあり得ないわけですので、どういう手続で、どういう観点でこういう調査をしましたと、聞き取り調査をしました、アンケート調査をしました、こういう市長、事実に基づいた議論で、この問題を議論していただきたいと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点とも私のほうからお答え申し上げます。

まず、最初の御質問につきましては、先月の臨時議会での議論、ここでほぼ同じ内容のことが実は繰り返されております。その結果、今、議員御指摘のとおり、焼却方式について、あるいは最終処分について、こういったことも基本構想の中でしっかりと盛り込んでやるべきではないかと、こういうふうなことで、設計変更で対応しますというふうにお答えした。それによってしっかりとしたSDGsなまちを目指す、このことを御理解いただいたというふうに私は捉えております。ですから、ここで同じことを繰り返すのは適切ではないと考えます。

2つ目、健康被害等について調査という、今御意見ありました。調査は。

〔発言する者あり〕

市長（松木正一郎君） 調査ではなく、アンケート等は行っておりますけれども、その調査というのは、先ほども説明が事務方からございましたが、各種の環境のデータを取ってるということでございます。

一方で、市民の声を聞くというのは、先ほどのアンケートですとか、説明会ですとか、あるいはいろいろな場所で私たちが、耳を傾けるというよりも、声を出していただける環境をつくっている。こうした中で声を基にしているということでございます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） ここで市長に訂正を求めます。

先ほど臨時会と申しましたが、これ全員協議会だと思いたいがよろしいでしょうか。では、全員協議会に訂正ということでお願いいたします。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはりこの全員協議会は意見交換会であろうと思います。議会は単なる意見交換会ではなくて、当局の進めようとしていることの是非を議論をすると、いいか悪

いかを議論する、そういう場所でございますので、同じ答弁の繰り返しになったとしても、答弁をいただきたいと、こういう具合に思うわけです。

それで先ほど言いましたように、計画をつくってもらうのも日本環境衛生センター、そして工事を施工してもらうのも、恐らくそれに関わる業者、そしてでき上がった後、それを運営するのも業者と、民間委託だと、こう言ってるわけですから、こんなやり方でいいのかと。しかもこのアンケートは、業者に幾らでできるか聞いて、5社がその数字を出してきたと。その数字をまとめたもんだと、こんな手法で果たしてよろしいんですか。市が大切な焼却炉を、中間処理施設を造ろうという、この造り方が、全くやり方が私はおかしいと思います。庁舎を造るのに、建設業者5社呼んできて、幾らでできるか見積らせて、そしてそれで決定するなんていうやり方が、このごみ処理については通用するんですか、市長は通用させようとしてるんじゃないですか、そういうやり方を。いかが考えるんですか。ぜひ改めていただきたい、再チェックしていただきたいと思います、市長、こういうやり方は。

議長（橋本智洋君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 日環センターのほうに委託をして、アンケート、見積りを取ってというふうなお話であったと思いますけれども、こちらにつきましては、以前から御説明をしておりますけれども、あくまでも今後事業を実施するに当たって、建設費、それから運営費等を比較検討した上で、広域化について検討するための資料として作成したものでございまして、あくまでもメーカーから出された見積額の平均値を仮に報告しております、そちらでもって、そういった検討をしている、そういう数字でございます。

それから、各町の炉を使い続ければよいというようなお話、ございましたけれども、先ほど中村議員から御質問ありましたときにもお答えいたしましたけれども、各町の施設については、今後使い続けるということに対して相当の費用も発生するということも大規模改修も含めまして考えられるというような状況でございます。そういった中で、この広域化可能性調査でもって比較検討して、各町がそれぞれの状況の中で総合的に判断をして、今回の広域化に参加したという経緯がございます。こちらについては各町の判断によるものですので、下田市からどうこうというようなことはできないかというふうに考えております。

以上です。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 各町が通知してきたからいいんだと、しかし、その各町の町長さんが判断した資料は、先ほど私が言ったような資料で判断をしてるんじゃないでしょうか。私

が今日議会に出したような資料が提案された形跡は全くないと。市長、これぜひ御覧になってください。いつ下田が造ったのか。

そしてこの近在におきます、私は沼津市を参考にすべきだと。沼津市はもう既に45年使ってる焼却炉を、日量300トンの焼却炉を今なお使っていると。それは新しい建設場所がなかなかないということと、燃やすことが大変な経費がかかるということで、大崎町と同じように焼却炉はございますが、分別を最大の課題として資源化をすると、こういう路線を取ってきているからだと思うわけです。

市長にお尋ねしたときに、トイレットペーパーの芯を分別してますかと問われまして、残念ながら分別してませんで、ごみの袋に入れてますよと、こうお答えしたわけでございますが、やはり5つのごみの区分ですけれども、ここにある燃えるごみをいかにリサイクルのほうに回していくような計画をつくるかということです。この計画を業者に頼めばいいんだというのは、どう考えても理解できないわけです。ここに図示までしてちゃんとしてる、このものをどういう具合にリサイクルのほうに持っていけるかということは、下田市で処分場をつくるわけじゃありませんので、それを分別した品物を処分してくれる製紙会社や、あるいは業者とどうつなげていくかと、こういうことになるわけですので、それを東京、東京じゃない、川崎だったかな、の日本環境衛生センターに頼めばできるんだというような考え方をすること自身がおかしいんじゃないかと思うわけです。こういうことこそ市民と職員が一緒になって、この燃えるごみのうちのどの部分をどういう具合にリサイクルに乗せることができるのかと、自らの頭と市民の間に下りていって話し合いをすることによって初めてできるんだと思うんです、そういうことが。業者の日本環境衛生センターに頼めば、それができるんだというような理解がどこから出てくるのかと、これを何度も市長に聞いてるんです。市長の考えはそういう考えではないと思うわけです。リサイクルや資源化をどうするかということが今やるべきことであって、炉を造ろうなんていうようなことを中心にして、ごみ処理の計画をつくる時期でないことは明らかではないでしょうか。この点を再度、お尋ねしたいと思います。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点ございます。1つは、見積りの話ですが、新規の事業、しかも公共事業であれば、それがどれだけのコストになるのかといったことについて、私どもはそのコストの正当性の確保のために見積りを徴収いたします。これを基にして発注する、これが基本でございます。

2点目、ごみの分別といったことを議員が御指摘になりましたが、先ほど中村議員のときに、私、申し上げました。実は個人レベルでこれがごみかどうかということそれぞれの人が暮らしの中で決めています。ある人はこれをごみだと言って、ごみ箱に入れる。ある人はこれは資源だと言って、しっかりとリサイクルに回す。つまり、そもそもごみそのものを出さない暮らしにすること、これがSDGsの世界一のまちを目指す上で最も重要なところだと考えています。

しかし、それは非常に困難な道のりになります。と申しますのは、単純に全部捨てて、お役所に任せるといったことではなく、それぞれの市民の皆さんが意識を高く持って暮らしの質を変えるといたことが大事だからです。エシカル・コンシューマリズムという言葉がありますけれども、あるいはエコなコンシューマリズム、そういった倫理的な、あるいは環境にいい消費生活ということ私たちはこれから努めなければいけない。3円のビニール袋というのは、その1つにしかすぎません。私たちはもっともってはるかにごみを減らせるのではないかというふうに考えております。これをさきの御指摘のコンサルタント、これに丸投げせずに、私ども、それから市民の意見も聞きながら、しっかりとした内容になるように、今後詰めていきたいと考えます。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 今、市長から御答弁いただきましたので、ぜひともそういう観点で、広域ごみ処理基本構想策定仕様書、一般財団法人日本環境衛生センターに出した仕様書を点検し直して、そういう観点が入るような仕様書にしていきたいと。そして、私はそのような内容は業者に頼めばいいものではなくて、庁内の中に、これこそプロジェクトチームをつくって、どういう計画が妥当なのかということ市長として職員に検討させると、こういうことを指示していただきたいと思うものでございますがいかがでしょうか。

議長（橋本智洋君） 沢登議員、5分前です。

市長。

市長（松木正一郎君） しっかりと進めてまいります。

議長（橋本智洋君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうだとすれば、この焼却場を造るという計画は、ごみの資源化という政策の下に、量も大分変わってくるわけですから、日量69トンなんていうような焼却炉を造るにしても、こんな計画にはならないはずだと。

それから、幾らぐらいかかるか、業者の見積りを取るのが自治体のやり方だと、こういうことですが、取ったのは下田市が取ったわけではないと、日本環境衛生センターが5社から取ってるわけです。自分の配下の業者から取ったんだろうと思うんです。それはA、B、C、D、E社までなってるわけです。頭文字になっているわけでありまして。どこのどういう会社なのかも分からないと。そこで出された数字がどれほど根拠のあるものかも明らかになっていない資料であります。一般財団法人日本環境衛生センターのみが知る、そういう資料であると、こう言えるのではないかと思うわけですが、市長はその資料をお読みになってますでしょうか。目を通されてるでしょうか。

議長（橋本智洋君） 市長。

市長（松木正一郎君） 読んだと記憶しております。

以上でございます。

議長（橋本智洋君） 挙手、挙手お願いいたします。

13番（沢登英信君） そうだとすれば分かると思いますので、お願いをしたいと思います。

〔「ルールを守ろう」と呼ぶ者あり〕

13番（沢登英信君） 次に、公益財団法人の件でございますが、私の理解だと、総務省に副市長さんは問合せをしてくれると、こういう理解でありましたけども、そういう答弁はしていないと、こういうことなのかどうなのか。既に県の担当者から回答を得てるから、問い合わせる必要はないんだと、こういう判断をしたという答弁でございますが、私の理解だと、議会でお約束してくれたはずだと。約束したことはきっちり副市長として責任を取って守っていただく、こういう姿勢が必要かと思いますが、どういうことなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

それから日吉課長さんのほうから、それぞれ指定管理に分けて、理事や等々の管理費も分けてるんですよと、こういうことですが、現在のような形態になる前には、山の家も指定管理でありました、公園もそうでした。そうすると、それぞれ公園や等々に分けてやっていたんでしょうか。少なくなれば、そこに割り振るといって、こういうやり方がいかにおかしいのか、そして法体系は、社会福祉事業法、社会福祉法ですか、今は、に基づいて社会福祉協議会の運営がされていようかと思うんですが、消費税の関係、指定管理という関係では、同じ関係にあると思うわけでありまして。片や社会福祉協議会には6人の方の人件費補助をやっていて、公社のほうにはできないんだと、こんな理屈は私は成り立たないと思うわけでありまして。ぜひともきっちりと調べていただきたいと思います。同じ答弁を繰り返されても困りますので、

これはきっちりと調べてくれるよう、御答弁を、調べるといふ御答弁をいただきたいと思うわけでありませう。

それから。

議長（橋本智洋君） 1分前です。

13番（沢登英信君） 大沢の分譲地の関係でありますが、防災、特に火災については地元消防団等も含めて点検をしていただいているんですよと、こういう御答弁であったかと思うんですが、分譲地内の貯水池が廃止をされて、その上に家が建つというような事態になっているのではないかとと思いますが、土地利用の指導要綱で指摘された防火用水がどうなっているのか、お調べをいただきたいという具合に思うわけでありませう。

そして。

議長（橋本智洋君） 10秒前です。

13番（沢登英信君） 市内の市民として住んでいる形になれば、私の私有地の中に住んでるといふ方の理解は困難だと思ふわけです。

議長（橋本智洋君） 沢登議員、時間です。

13番（沢登英信君） したがって、そういう体制をお答えください。

議長（橋本智洋君） 当局、答弁お願いいたします。

副市長。

副市長（曾根英明君） 国へのほうの問合せの件ですが、前回の議会においては一応検討はさせていただきますといふことで御答弁申し上げました。その後、実際に問い合わせたかといふことについては、その考え方については先ほど御答弁申し上げたとおりです。

以上です。

議長（橋本智洋君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 分譲地の貯水池に関しましては、こちらでも一度調査してまいります。

以上です。

議長（橋本智洋君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。